



2023年4月以後の借入申込受付分より、賃貸住宅の建設に際し、**都市再生特別措置法第88条第5項に規定する公表の措置**を受けている場合、次のご融資がご利用いただけなくなりました。

- 子育て世帯向け賃貸住宅建設融資
- サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資

融資がご利用いただけない住宅の概要

本措置の対象は、都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出（建築行為に限ります。）をした者が、同条第3項及び第5項に規定する市町村長の勧告を受け、これに従わなかった旨の公表の措置を受けたものです。

○都市再生特別措置法第88条第1項における届出の対象

- 【対象区域】 立地適正化計画の区域のうち居住誘導区域外の区域
- 【届出先】 市町村長
- 【対象行為】 次表のとおり

| 開発行為   | 建築行為  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為</li> <li>・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の新築</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為</li> </ul> |

○都市再生特別措置法第88条第5項における公表の措置の対象

- 【対象区域】 上記の届出の対象区域で次のいずれかに該当する区域
- ① 災害危険区域
- ② 地すべり防止区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 浸水被害防止区域
- ⑤ 急傾斜地崩壊危険区域

【公表されるケース】

市町村長が、届出に係る行為について居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認め、届出をした者に対して必要な勧告を行った場合において、勧告を受けた者がこれに従わず、市町村長が公表を行う判断をした場合

お問合せ先 (※ 営業時間 毎日9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除きます。))

| 【子育て世帯向け省エネ賃貸住宅】 営業エリア(物件所在地)                        | 機構窓口           | 連絡先          |
|--|----------------|--------------|
| 北海道  | 北海道支店          | 011-261-8305 |
| 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                              | 東北支店           | 022-227-5036 |
| 東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県                             | 地域業務第一部        | 03-5800-8468 |
| 埼玉県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県                                  | 地域業務第二部        | 048-650-2204 |
| 岐阜県、愛知県、三重県  | 東海支店           | 052-971-6903 |
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 | 近畿支店           | 06-6281-9266 |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                                  | 中国支店           | 082-221-8653 |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県                         | 九州支店           | 092-233-1509 |
| 【サービス付き高齢者向け賃貸住宅】 営業エリア(物件所在地)                       | 機構窓口           | 連絡先          |
| 岐阜県、愛知県、三重県  | 東海支店           | 052-971-6903 |
| 岐阜県、愛知県、三重県以外の都道府県                                   | 本店事業融資部サ高住グループ | 03-5800-8178 |

# <参考> 判断フロー図

## 【確認事項①】

住宅は以下に該当する。  
・ 3戸以上の共同住宅、重ね建て住宅  
または連続建て住宅

いいえ

本措置の対象外です※。

はい

## 【確認事項②】

住宅の建設地は次の区域に該当する。  
・ 災害危険区域  
・ 地すべり防止区域  
・ 土砂災害特別警戒区域※  
・ 浸水被害防止区域  
・ 急傾斜地崩壊危険区域

いいえ

都道府県等が公開している情報（ホームページ上で公開しているマップなど）をご確認ください。

はい

## 【確認事項③】

住宅の建設地は立地適正化計画の区域内である。

いいえ

立地適正化計画の作成状況や対象地域については、市町村の公開している情報をご確認ください。

はい

## 【確認事項④】

居住誘導区域外である。

いいえ

はい

市町村長から勧告を受ける可能性があります。  
勧告及び公表の有無についてご確認ください。

公表の措置を受けている場合は、その旨を借入申込みを行った  
機構窓口及び適合証明検査機関に申し出てください。

※本措置にかかわらず、申請住宅の全部または一部が土砂災害特別警戒区域に含まれる場合は、子育て世帯向け賃貸住宅建設融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資をご利用いただけません。